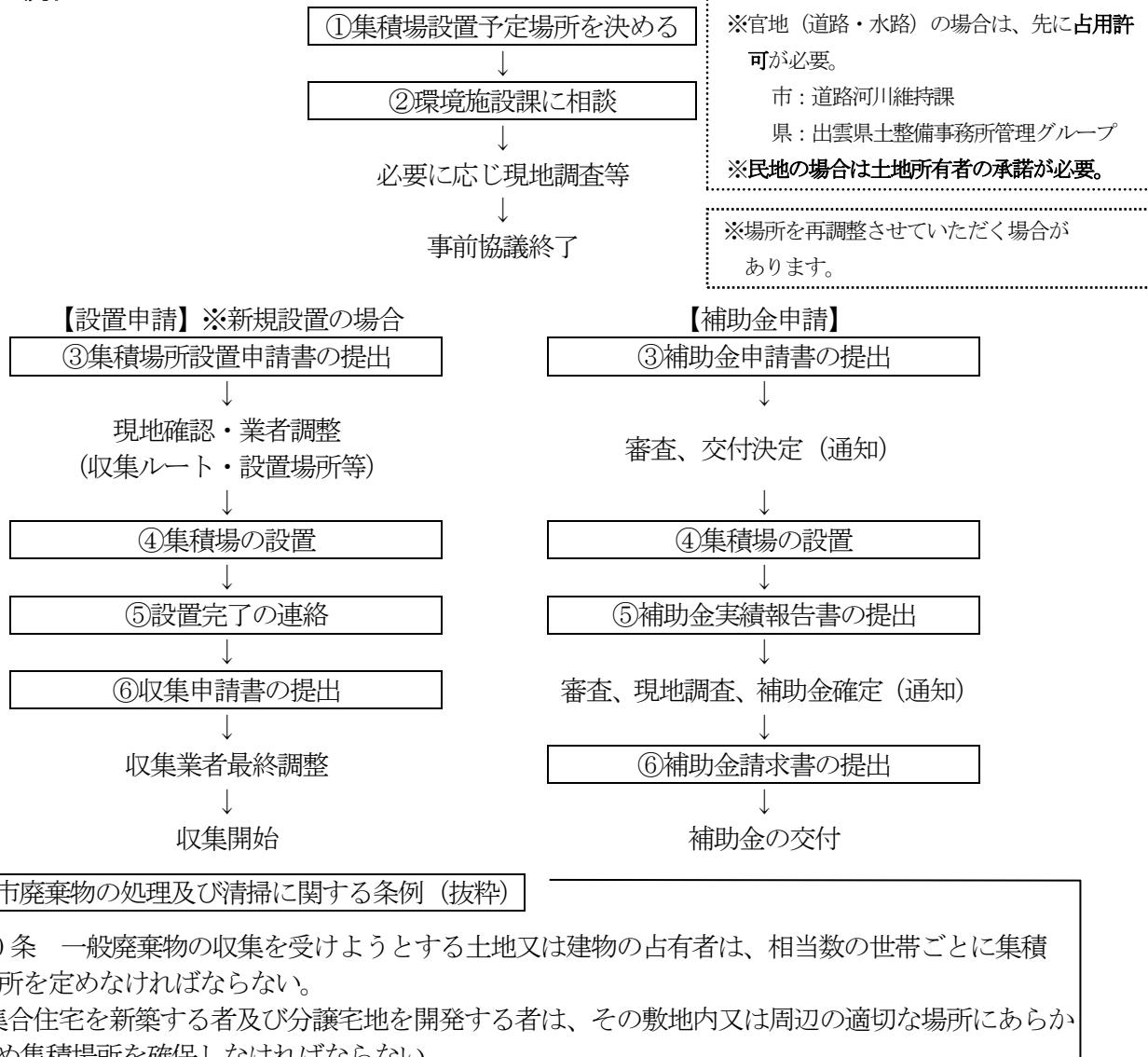


* * *ごみ集積場の設置等について* * *

ごみの集積場の設置等（新設・更新・修繕）をお考えの場合は、必ず事前に環境施設課にご相談ください。設置場所についての協議や必要書類の提出が必要です。

また、集積場を整備する場合、経費の一部を補助する制度があります。（要件があります。要事前協議）

●手続きの流れ



●ごみ集積施設整備補助金（出雲市ごみ集積施設整備補助金交付要綱に基づく）

①補助条件…(1)住民自ら整備（新設・更新・修繕）し、管理するごみ集積施設であること
(2)整備経費が1万円以上であること

(3)ごみ集積場を利用する世帯が5世帯以上であること

②補助金額…補助対象経費の1/2以内。ただし、千円未満切り捨て。

<新設・更新の場合>

(1)5世帯から19世帯で利用する集積場…上限5万円

(2)20世帯以上で利用する集積場…上限10万円

<修繕>

上限2万円